

## 提出上のご注意および添付書類

### 提出上のご注意

この申出書は資格喪失（退職日の翌日）から 20 日以内に提出してください。天災地変、交通、通信のスト等による以外は、提出期限の遅延は認められません。

### 申出書の記入および添付書類

#### 1. 資格喪失年月日

退職日の翌日を記入してください。（退職日ではありません）

#### 2. 健康保険被保険者等記号および番号または個人番号

どちらかをご記入ください。

#### 3. 資格確認書の発行

以下に該当する方には、はがきサイズ（紙）の資格確認書を発行します。資格確認書を医療機関の窓口に提示することにより、保健医療を受けることができます。

**※資格確認書の発行を希望する場合は、発行理由を確認するため、必ず「資格確認書（再）交付申請書」を添付してください。**

##### （1） 交付対象者

- ① マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
- ② マイナ保険証での受診が困難で、介助等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を援助する必要がある方
- ③ マイナンバーカードを取得していない方
- ④ マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
- ⑤ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
- ⑥ マイナンバーカードの返納者

#### 4. 資格喪失の際の標準報酬月額

不明な場合は、事業所の健康保険事務担当者にご確認ください。

#### 5. 資格喪失の際勤務していた事業所

名称欄は「九州電力株式会社」「一般財団法人 九州電気保安協会」のように記入してください。グループ名、営業所名、支部名等は記入しないでください。したがって、所在地欄も本店、本部等の所在地を記入してください。

## 6.保険料納付方法

希望する納付方法に✓をいれてください。

自動振替は、ゆうちょ銀行のみとなっています。ゆうちょ銀行からの自動振替をご希望の場合は、退職日の10日前までに郵便局にて自動払込利用のお手続きをお願いします。

銀行（ゆうちょ銀行含む）等からの納付書による振込を選択した場合は、給付金振込口座を記入してください。※口座確認のため以下の書類を添付してください。

| 保険料納付方法                  | 添付書類                  |
|--------------------------|-----------------------|
| ゆうちょ銀行口座からの自動振替          | 〔自動払込利用申込書(お客さま控)〕の写し |
| 銀行(ゆうちょ銀行含む)等からの納付書による振込 | 通帳またはキャッシュカードの写し      |

## 7.健康保険被扶養者届

退職時に当組合の被扶養者として認定されおり、引き続き被扶養者とする場合にご記入ください。ただし、年間収入（パート・アルバイト収入や公的年金等）が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）を超えている場合は、被扶養者として認定できません。

<お問い合わせ先>

九州電力健康保険組合      任意継続担当    TEL092-726-1605